

発電所敷地内断層に関する補足調査において範囲・項目を追加して実施しています

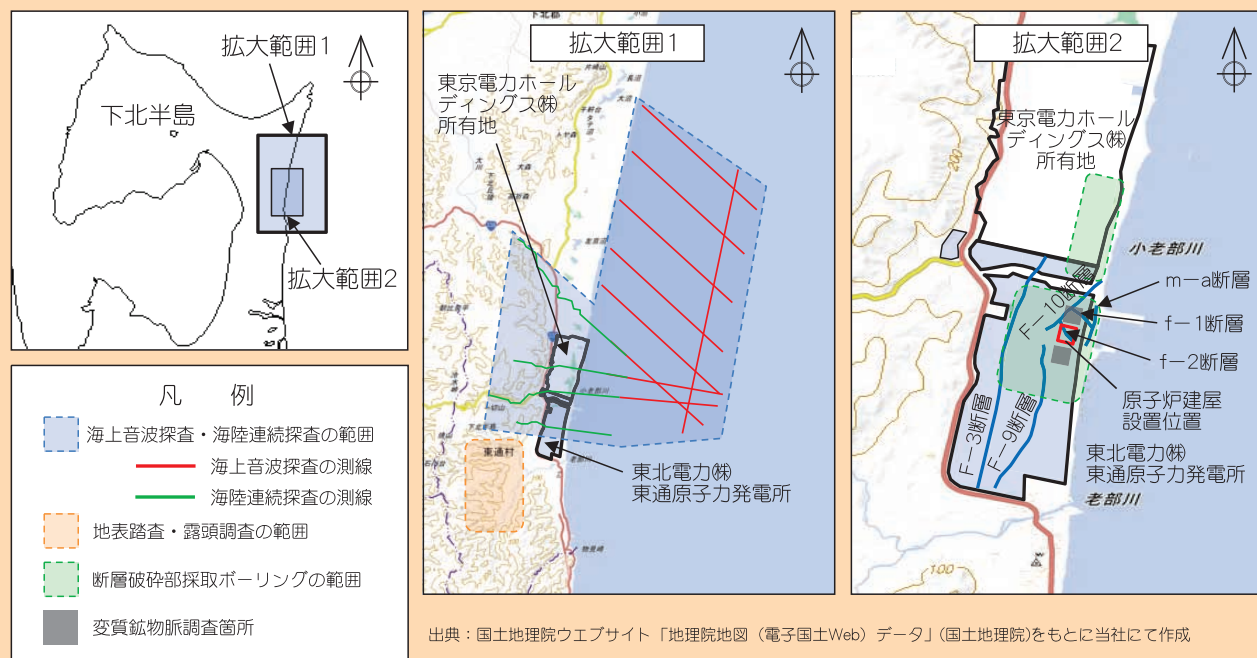
当発電所は、新規制基準適合性審査での説明性向上を図るため、昨年10月より、敷地内断層の補足調査を実施していますが、このたび、調査範囲を拡大し、調査項目を追加して実施することとしました。

具体的には、敷地北方の海域等において、「海上音波探査」や「海陸連続探査」を実施し、敷地内外の断層の地下深部の構造を確認しています。

また、敷地内断層の一部や、隣接する東京電力ホールディングス(株)所有地内など敷地近傍の断層において、「ボーリング調査」を実施し、断層破碎部から採取した試料の詳細分析により、断層の活動年代の特定を行っています。

なお、一部の調査については、東京電力ホールディングス(株)と共同で実施しています。

東通原子力発電所 敷地内断層に関する補足調査の追加実施の概要※



※調査の範囲や測線は4月7日公表時点での計画であり、変更となる場合があります。

緊急時対策所の設計を見直しました

当発電所は、新たに設置する緊急時対策所^{※1}について、新規制基準適合性審査におけるこれまでの議論により、設計条件が具体的となったことを踏まえ、整備する設備の仕様や建物構造の設計の見直しに向けた検討を進めてきました。

その結果、電源・空調設備等の耐震強化や、建物内の加圧用ポンプ^{※2}の追加配備を行うほか、建物の壁を厚くし、遮へい機能を強化するなど、設計の一部を見直すこととしました。

また、これら設備・建物の設計見直しや重量の増加を踏まえ、建物構造については、原子炉施設での採用実績が多く、技術的知見も豊富な「耐震構造」に見直すこととしました。

今後も、新規制基準への適合性にとどまらず、安全レベルの向上に向けた取り組みを継続してまいります。

※1 大規模な原子力災害が発生した場合の現地対策本部となる指揮所機能を有する建物

※2 建物内を加圧することで、外部からの放射性物質の侵入を抑制する

非常用ディーゼル発電機からの軽油漏えいについて

当発電所は、4月14日、非常用ディーゼル発電機の定期試験を行っていたところ、燃料循環ポンプ付近に設置されている圧力調整弁から軽油が漏れていることを確認しました。

当該弁の外観点検および分解点検を行った結果、油圧の調整ハンドル位置を固定するロックナットが緩み、調整ハンドルが適正な位置から開側に移動したことにより、弁内のOリング（パッキン）が所定の位置から空気抜き穴の位置までずれていることを確認しました。これにより、軽油が空気抜き穴から漏えいしたものと推定しました。

非常用ディーゼル発電機は、今回の原因を踏まえて策定した再発防止対策（ロックナットの締め付け管理の徹底など）を実施し、4月30日に復旧しています。今後も設備の健全性維持に万全を期してまいります。

【圧力調整弁（イメージ）】

